

事業報告書

(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人渡辺医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岩手県盛岡市三本柳9地割31番地6
- (3) 設立認可年月日 平成16年12月16日
- (4) 設立登記年月日 平成16年12月24日
- (5) 役 員

	氏 名	備 考
理事長	渡辺 保次	
理 事	羽田 美保	
理 事	大塚 美紀	
理 事	渡辺 悠太	
理 事	渡辺 陽子	
理 事	中居 トヨ子	
監 事	澤口 豊彰	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	渡辺耳鼻咽喉科 アレルギー科	岩手県盛岡市三本柳 9地割31番地6	一般病床 0床
			療養病床 0床
			[医療保険 0床]
			[介護保険 0床]

(2) 当該会計年度内に社員総会で決議した事項

令和3年9月14日 令和2年度決算の決定

様式2

法人名 医療法人渡辺医院

※医療法人整理番号

1258

所在地 岩手県盛岡市三本柳9地割31番地6

財 産 目 録

(令和4年7月31日現在)

1. 資 産 額	51,315 千円
2. 負 債 額	14,031 千円
3. 純 資 産 額	37,283 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	26,915
B 固 定 資 産	24,400
C 資 産 合 計 (A+B)	51,315
D 負 債 合 計	14,031
E 純 資 産 (C-D)	37,283

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人渡辺医院

所在地 岩手県盛岡市三本柳9地割31番地6

※医療法人整理番号 258

貸 借 対 照 表
(令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	26,915	I 流 動 負 債	13,554
II 固 定 資 産	24,400	II 固 定 負 債	477
1 有 形 固 定 資 産	622	負 債 合 計	14,031
2 無 形 固 定 資 産	413	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	23,364	科 目	金 額
		I 資 本 金	24,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	13,283
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	37,283
資 産 合 計	51,315	負債・純資産合計	51,315

様式4-2

法人名 医療法人渡辺医院

所在地 岩手県盛岡市三本柳9地割31番地6

※医療法人整理番号 258

損 益 計 算 書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	87,268
2 事業費用	86,694
本来業務事業利益	573
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	573
II 事業外収益	1,751
III 事業外費用	
経常利益	2,325
IV 特別利益	60
V 特別損失	0
税引前当期純利益	2,385
法人税等	185
当期純利益	2,200

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監事監査報告書

医療法人渡辺医院

理事長 渡辺 保次 殿

私は、医療法人渡辺医院の令和3会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和4年9月14日

医療法人渡辺医院

監事 澤口 豊彰